



板倉町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和4年9月/3日

板倉町長

板倉町条例第15号

板倉町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 災害時に必要となる食料、飲料水、生活必需品の備蓄及び防災資機材等の保管のため、板倉町防災備蓄倉庫（以下「防災備蓄倉庫」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 防災備蓄倉庫の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
旧北小学校防災備蓄倉庫	板倉町大字西岡395番地
東小学校防災備蓄倉庫	板倉町大字海老瀬4822番地
西岡地区防災備蓄倉庫	板倉町大字西岡427番地1
海老瀬地区防災備蓄倉庫	板倉町大字海老瀬4804番地1

(管理及び利用)

第3条 町長は、防災備蓄倉庫を良好に管理し、災害時に必要な物資の備蓄及び資機材の保管のために利用するものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。